

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第4号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第11条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、」を「次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第11条の2 住居その他これに準ずるものとして市長が規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市長が規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、市長が規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。